

令和8年6月23日
契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中村 匡利

「航空自衛隊岐阜基地第2補給処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって郵送等により申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。ただし、種別「売払」については、予定価格の制限に達した金額で最高価格を見積もって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達番号	件名	納地 (履行場所)	納期 (履行期限)	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積 合わせ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省庁統一資格)	参加 条件	備考
O-16	役務	施17	高所作業車借上	航空自衛隊岐阜基地	令和8年8月4日～ 令和8年8月5日	令和8年6月23日	R8.6.29 12時00分	R8.6.29 12時00分	オープンカウンター方式 実施要領第5条による (等級A,Bも可とする)	—	担当者：藤原 確定契約・総額決定
O-17	役務	施単15	アスベスト含有調査役務	航空自衛隊岐阜基地	契約締結日～ 令和9年3月31日	令和8年6月23日	R8.6.29 12時00分	R8.6.29 12時00分	オープンカウンター方式 実施要領第5条による (等級A,Bも可とする)	—	担当者：藤原 単価契約・予定総額決定
						-以下余白-					

詳細については、岐阜基地HP（<https://www.mod.go.jp/asdf/gifu/acd/>）掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼による」

ほか、下記にお問合せ下さい。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先（仕様書等を公表している場合を除く。）

〒504-8701

岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地

第2補給処業務部会計課契約班担当： 藤原

電話：058-382-1101（内線2915） FAX：058-382-1101（内線5961＃）

見積依頼書

令和8年6月23日

業者各位 殿

〒504-8701
岐阜県各務原市那加官有地
航空自衛隊岐阜基地第2補給処業務部
会計課 契約班 担当:藤原
TEL:058-382-1101 (内線2915)
FAX:058-382-1101 (内線5961#)
メール:FUJIWARAc1c@inet.aci.mod.go.jp

↑ 数字の1

標記について、下記の内容で見積合わせを実施しますので見積をお願い致します。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 見積事項 | 別紙見積書のとおり |
| 3 見積期限 | 令和8年6月29日 12時00分まで
※FAX又はメールでお送り下さい。
※見積書及び下見積書原本は提出不要です。 |
| 4 履行期間 | 令和8年8月4日～令和8年8月5日 |
| 5 履行場所 | 航空自衛隊岐阜基地 |
| 6 適用条項 | 航空自衛隊標準契約条項等(岐阜基地ホームページに掲載) |
| 7 その他 | ※消費税額及び地方消費税額を含まない金額でお見積もり下さい。 |

見 積 書

下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、見積り致します。

令和8年6月29日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中村 匡利 殿

住 所
会社名
代表者名

記

履行期間	令和8年8月4日～令和8年8月5日	貸出期限			令和8年8月4日	
履行場所	航空自衛隊岐阜基地	引取期限			令和8年8月5日	
品名（件名）	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
高所作業車借上	仕様書のとおり	台	1			諸経費及び往復運搬費含む。
	一以下余白一					

注 1. 語句を訂正するときは2線にて抹消し訂正印（代表者名に使用した印）を捺印のこと

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名 高所作業車借上
- 2 整理番号 施 1 7
- 3 作成年月日 令和 8 年 6 月 1 7 日
- 4 作成部隊名 第 2 補給処業務部施設課
- 5 履行場所 航空自衛隊 岐阜基地
- 6 役務概要 高所作業車の借上

規格及び数量

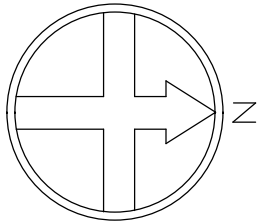
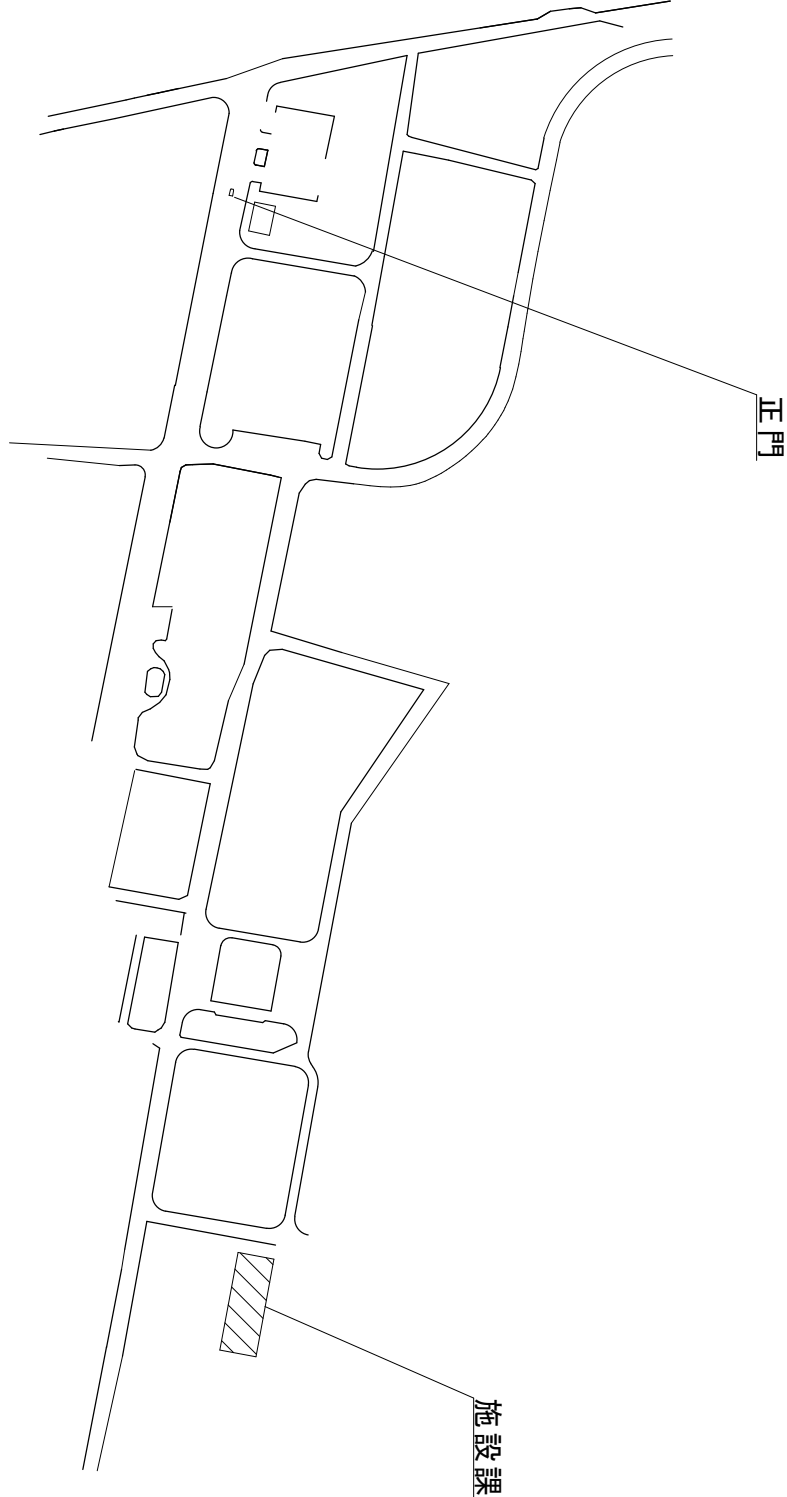
規格		数量
1	トラック式	1 台
2	最大作業床高 2 7 m	

7 一般事項

- (1) 本役務の統制事項及び書類手続きは監督官の指示によるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに監督官と搬入日等の細部打合せを行うものとする。
- (3) 搬入時及び搬出時は、契約相手方担当者及び官側検査官立会いにて搬入・搬出検査を実施するものとする。

8 特記事項

- (1) 使用期間
令和 8 年 8 月 4 日（火） 8 時 3 0 分から同年 8 月 5 日（水） 1 6 時 0 0 分
- (2) 搬入及び搬出場所については、施設課南側（別図）とする。
- (3) 搬入及び搬出時、基地内施設等を破損又は損傷させた場合、契約相手方の責任において現状に復するものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その内容について、監督官の所掌に関する事項は監督官と、検査官の所掌に関する事項は検査官と、その他の契約に関する事項の疑義については契約担当官と、それぞれ協議するものとする。



案内図